

**企業版ふるさと納税マッチング支援業務  
企画提案募集要領**



**令和5年5月  
村上市**

## 「企業版ふるさと納税マッチング支援業務」企画提案募集要領

この「募集要領」は、村上市（以下「本市」という。）が実施する「企業版ふるさと納税マッチング支援業務」（以下「本業務」という。）に係る契約候補者の選定に関し、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する業務の仕様等について明らかにし、企画提案に参加する者の提案に具体的な指針を示すものである。

### 1 本業務の目的

「まち・ひと・しごと創生 第2期村上市総合戦略」を推進し、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用した寄附獲得に繋げるため、本業務に最適な受託事業者を、公募型プロポーザル（企業提案）方式にて選定することを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

企業版ふるさと納税マッチング支援業務

#### (2) 内容

「企業版ふるさと納税マッチング支援業務」企画提案仕様書のとおり

#### (3) 履行期間

契約日から令和6年3月31日（日）まで

#### (4) 委託契約金額

本業務を通じて行われた寄附金額の20%以内（消費税等別）とする（成果報酬型）。見積書等には受託料率を示すこと。

なお、「企画提案仕様書」の「3. 業務内容(1)」に記載の企業へのプロモーション経費等、企業への働きかけに係る費用については、委託契約金額に含まれるものとする。

#### (5) 本業務委託にかかる令和5年度予算額

750千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、成果報酬による委託料が予算額を超えると見込まれる場合は、市は補正予算等により歳入及び歳出の予算額の変更を進めるものとする。

### 3 参加資格

企画提案に参加できる者は、以下の条件を全て満たしている企業とする。

(1) 地方創生応援税制に精通していること。

(2) 租税公課の滞納がないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続きの開始の申立て中、又は更生手続き中でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体等や行為をする者に関わりがないこと。

#### 4 提案手続

内 容	日 程
(1) 募集要領等の公表※市ホームページ(HP)上	令和5年5月12日（金）
(2) 質問の受付	令和5年5月22日（月）正午
(3) 参加申込書の提出期限	令和5年5月24日（水）午後5時
(4) 企画提案書の提出期限	令和5年5月31日（水）午後5時
(5) プレゼンテーション 書類審査及び契約相手候補の決定	令和5年6月7日（水）予定
(6) 結果通知	令和5年6月12日（月）予定

##### (1) 提案募集の期間

- 期 間 令和5年5月12日（金）から  
令和5年5月31日（水）午後5時まで

##### (2) 質問の受付

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本募集要領及び仕様書の内容について不明な点が生じた場合は、次のとおり対応する。

- 期 限 令和5年5月22日（月）正午まで
- 方 法 質問書【様式1】によりFAX又は電子メールで受け付ける。  
ただし着信を確認すること。
- 連絡先 FAX：（0254）53-8803  
E-mail：sports-s@city.murakami.lg.jp
- 確認先 TEL：（0254）53-8802
- 回 答 回答については、随時、本市ホームページ上に公開する。

##### (3) 参加申込書の提出

- 期 限 令和5年5月24日（水）午後5時必着（持参又は郵送）
- 提出物（ア）参加申込書【様式2】  
（イ）参加申込者の概要がわかる資料（パンフレット可）
- 部 数 各1部  
・正本 1部（代表者印押印のもの）
- 提出先 〒958-0037

新潟県村上市瀬波温泉三丁目2番22号

村上市教育委員会生涯学習課スポーツ推進室あて

《参加申込書提出に係る留意点》

- ・参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届【様式3】を提出すること。  
なお、提案を辞退した場合においても、本市に係る他の案件での入札には一切影響が

ない。

- ・ 1事業者当たり、提案は1件とする。

#### (4) 企画提案書の提出

■ 期 限 令和5年5月31日（水）午後5時必着（持参又は郵送）

■ 提出物 ア 企画提案書【様式4】

イ 事業者の概要【様式5】

ウ 執行体制図（任意様式）

エ 業務実施方針（任意様式、4ページ以内）

- ・ 業務内容に関する提案内容

オ 見積書【様式6】

カ 応募資格に係る申立書【様式7】

キ 地方創生応援税制に精通していることが分かる資料（任意様式）

ク 定款

ケ 財務状況のわかる直近の書類

コ 租税公課を滞納していないことがわかる直近の公的証明書類（写し可。  
租税公課の納税証明書等）

サ その他、提案企画の説明に必要な資料

#### ■ 企画提案書の形式

ア 用紙サイズはA4判片面印刷とし、左上1カ所をホチキス止めすること。

イ 提出部数

- ・ 正本 1部（代表者印押印のもの）
- ・ 副本 6部（正本の写し）

■ 提出先 上記参加申込書提出先と同じ

#### ■ ヒアリング

ア 実施方法 ZOOMによるオンライン

イ 期 日：令和5年6月7日（水）

※ヒアリングの時間等は、参加事業者が確定後、別途通知します。

ウ 持ち時間 1社25分（うち説明15分以内、質疑10分を目安とする）

エ プレゼンテーションでは、提出した企画提案書に沿って説明を行うこととし、当日の追加資料は認めない。

■ その他 提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用することはない。

#### (5) 審査基準・方法及び契約候補者の決定

企画提案選考委員会において内容を審査・評点を行い、総得点により、契約候補者を選定する。

契約候補者は、総得点数が一定得点以上の企業上位3者程度とする。

また、同じ点数の企画提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を選定する。

《審査基準》

ア 提案内容（業務実施方針）

- ・ 寄附見込企業に対する働きかけの方法は効果的かつ実現性のあるものとなっているか。
- ・ P R や寄附獲得について効果的な提案がされているか。
- ・ 提案者独自のノウハウやネットワーク、視点を活かした手法が提案されているか。
- ・ 提案内容の業務実施頻度・時期等は妥当か。

#### イ 業務遂行能力

- ・ 制度及び業務の目的を理解し、業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。
- ・ 自治体や企業における類似業務の受注実績があるか。

#### ウ 見積書

- ・ 提案内容に対して適切な見積金額（受託料率）となっているか。

なお、企画提案は本市が令和4年度に実施した下記の取組等を踏まえた上で、令和5年度の取組を提案すること。

《村上市企業版ふるさと納税P Rに係る令和4年度の取組》

ア 村上市ホームページを活用した企業への寄附の呼びかけ

イ ポータルサイト「企業版ふるさと納税ポータルサイト」、「企業版ふるさとチョイス」及び「ふるさとコネクト」を活用した企業への寄附の呼びかけ

ウ 市外に本社がある市内支店等への訪問による企業版ふるさと納税の紹介

《令和4年度募集事業に係るホームページ》

ア 村上市ホームページ「企業版ふるさと納税のご協力をお願いします」

(<https://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/79/kigyouban-furusatonouzei.html>)

イ 企業版ふるさとチョイス

(<https://www.furusato-tax.jp/enterprise/216>)

#### (6) 結果通知

■ 日程: 令和5年6月12日（月） 予定

■ 方法: 電子メール又はF A Xにて通知する。

※審査経過に関する質問等は、一切受け付けない。

## 5 契約

### (1) 契約手続

- ①本市と受託者は、村上市財務規則（平成20年4月1日村上市規則第49号、以下「財務規則」という。）に定める随意契約の手続により、改めて見積を行い、契約を締結する。
- ②本業務の業務委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、本市と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合には、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

## (2) 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第136条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

## (3) 契約変更

他の業務との調整等に伴い、業務内容及び委託契約金額を変更する場合がある。

## (4) 委託事業費

本業務の遂行に必要な経費で、本市予算の範囲内の額とする。なお、想定以上の寄附が見込まれる場合は、市は補正予算等により歳入及び歳出の予算額の変更を進めるものとする。

## (5) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本市の承認を得た上で業務の一部を第三者に委託することができる。

## (6) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、村上市個人情報保護条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

## 6 その他

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効とする。

- ・ 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ・ 資格要件を満たさない者又は契約候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者の場合
- ・ 提出した書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ・ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案の場合
- ・ 本募集要領に違反すると認められる場合
- ・ その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 企画提案書提出後、関連する事項について、本市職員が聞き取りを行う場合がある。

(3) 提出期限後の提出書類の変更、差替又は再提出は、字句修正等、軽微な変更を除き認めない。

(4) 企画提案書等の作成に要する経費については、参加者の負担とする。

(5) 提出された企画提案書等については、返却しない。

## 7 問い合わせ先

〒958-0037 新潟県村上市瀬波温泉三丁目2番22号

村上市教育委員会生涯学習課スポーツ推進室

TEL：0254-53-8802（直通）

F A X : 0254-53-8803

E-mail : [sports-s@city.murakami.lg.jp](mailto:sports-s@city.murakami.lg.jp)